

第79回九都県市首脳会議の結果概要

令和3年4月21日
九都県市首脳会議

1 意見交換に係る合意事項等

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報共有等について

九都県市における新型コロナウイルス感染症の現状や各都県市における取組などについて情報共有を行い、今後も九都県市で連携していくことを確認した。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する座長提案について

感染力の強い変異株が増加し、1都3県では再び感染の急拡大が懸念される中、引き続き、感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について、十分に把握・分析を行いつつ、強い危機感を持って取組の強化を図るため、特に重要な事項について、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

また、大型連休に向けて感染防止対策の徹底を呼び掛けるため、九都県市として**別紙2**のとおり、メッセージを発出した。

2 首脳提案

以下の8提案について、各首脳より提案があり、書面協議を実施することとした。

(1) 電動車のさらなる普及に向けた環境整備の推進について

(2) オフィスなどの相互利用について

(3) 風害対策及び大規模停電対策の充実強化について

(4) 動物の不適正な多頭飼育の対策の推進について

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等への居住費及び食費の負担軽減について

(6) 文化芸術の持続可能性を高める支援について

(7) 児童相談所等の更なる体制強化について

(8) 地域材利用による森林の循環利用について

3 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して要求を行うこととした。

4 報告事項

(1) 首脳会議で提案された諸問題等に関する検討状況について

ア 感震ブレーカーの普及に向けた取組について

感震ブレーカーの普及に向けた、各都県市の取組や課題等を共有するとともに、普及をより一層促進させるための九都県市における一体的な取組などについて検討を行った。

引き続き、各都県市において地域実情に合わせて普及に向けた取組を進め、必要に応じて九都県市で情報共有を行うなど、連携を図っていく。

イ 認知症施策の推進にかかる成年後見制度等の利用促進に向けた取組について

成年後見制度等の利用を促進するため、九都県市共通ロゴマークを作成して効果的に普及啓発を行うほか、自治体間で情報共有を行うこととした。

今後、決定した共通ロゴマークの使用や一斉広報月間における周知啓発、自治体における先進事例の共有、担当者意見交換に取り組む。

ウ 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気中で二次生成され、都県域を越えて移流する光化学オキシダント及びPM_{2.5}の低減に向けた原因物質の削減対策や自動車排出ガス対策について、国に要望する。

エ 水素社会の実現に向けた取組について

国が策定した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」や「水素基本戦略」等を踏まえ、水素エネルギー関連事業者と情報交換を行った。

引き続き、九都県市で連携した取組の実施に向けて、具体的な内容の検討・調整を行う。

オ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の「風しんに関する追加的対策」の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。

カ ヒートアイランド対策について

ヒートアイランド対策の啓発強化を目的として、打ち水や日傘利用を推進するイベントを行ったほか、打ち水や日傘の効果についてSNS等の広報媒体を活用した情報発信を行った。

引き続き、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、九都県市で連携した取組を検討・実施していく。

5 次回は、令和3年秋、千葉市において開催する。

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

九都県市は、これまで緊密に連携を図りつつ、感染拡大防止に取り組んできた。

医療従事者の方々の尽力や県民・都民、事業者など多くの方々の協力もあり、3月にかけて新規陽性者数は一度減少したものの、感染力が強い変異株が増加し、1都3県では再び感染の急拡大が懸念されるなど、予断を許さない状況である。そのため、引き続き、感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分に、把握・分析を行いつつ、感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、強い危機感を持って取組の強化を図る必要がある。

また、ワクチン接種が開始されたものの、国民全体に行き渡るには一定の期間を要することから、何としてもこれ以上の感染拡大を防ぐためには、適切な対策に全力で取り組んでいかなければならない。

については、以下のとおり要望する。

1 新型コロナウイルスワクチンについて

- (1) ワクチンの接種が、国民、地方自治体及び関係者の理解と協力を得て円滑に進められるよう、ワクチンの有効性・安全性、接種の社会的意義及び副反応の発生に関する情報、接種の実施状況並びに今後の見通し等について、混乱を招かぬよう正確な情報の発信に努めるとともに、広く周知・広報を行うこと。
- (2) ワクチンの供給量を十分に確保するとともに、対象者全てが2回分の接種可能な量を出荷するとしている時期までの、詳細な供給スケジュールを示すこと。また、国の責任において、ワクチン及び必要な資器材の安定的な供給を行うとともに、供給の時期や量について速やかに情報提供を行うこと。
- (3) ワクチン接種の実施に当たっては、地域の特性に応じた体制や柔軟な事業執行が可能となるよう、各地方自治体の意見を踏まえ、国の責任において、事業スキームを適宜見直すこと。

特に、ワクチン接種円滑化システム（V－S Y S）を用いたワクチン供給の管理については、地方自治体や接種施設の現場ニーズを十分に考慮して、より柔軟な仕組みを検討すること。また、ワクチン接種記録システム（V R S）が導入されたことから、両システム間の情報連携を行えるよう見直しを行うこと。

- (4) ワクチンの供給が当初の見込みよりも遅れたことによる業務委託の変更やワクチンの配送方法の変更による配送に必要な新たな物品の調達等が生じている。今後、こうした不測の事態に各地方自治体が対応できるよう、国による補助金上限額の更なる増額を行うなど、必要な経費について、地方自治体の負担が生じないよう、全額国費による財政措置を講じていくこと。
- (5) ワクチン接種費用については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金および新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金により、全額国費で措置されることとなっているが、接種費用単価については、往診による接種費用や健康観察に係る経過観察時間の拘束等が反映されていない統一単価となって

いるため、現状に即した費用となるよう見直しもしくは追加費用の設定を行うこと。

- (6) ワクチンロス防止の観点から、キャンセルによるワクチンの余剰が生じる場合には、その取扱いが各地方自治体の判断によることとされているが、地域の事情や現場の判断により、ワクチンを極力無駄なく使用できるよう、その時点で接種券の送付を受けていない方への取扱いを国の対応指針として明示すること。
- (7) ワクチン接種の有無により不利益な扱いが行われないようにするために、国において、広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化など、人権を守る対策を講ずること。
- (8) 高齢者施設の65歳未満の入所者は、高齢者と同じタイミングで接種することが認められていない。高齢者施設での更なるクラスター対策を図るため、施設で高齢者への接種を行う際に、65歳未満の入所者への接種を可能とすること。
- (9) コロナ禍で医療がひっ迫している中、さらに、ワクチン接種を担う医師、医療機関を各地方自治体において確保するには課題があることから、国は日本医師会に対し、地域医師会においても全面的に協力する体制を構築するよう求めること。

2 感染防止策と医療体制等の整備について

- (1) 変異株のスクリーニング検査の実施比率を増加させるには、民間の検査機関・大学等を十分活用するとともに、技術的・財政的な支援を行うこと。また、変異株陽性と判明した際には各地方自治体に情報を共有するよう、各検査機関等へ周知・徹底すること。
- (2) 世界各国での変異株の確認状況等を踏まえ、国内外での変異株の検出・伝播を常時監視するとともに、各国からの入国制限や入国時の待機期間等の条件を必要に応じて見直すなど、水際対策を強化・徹底すること。

特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会には、多くの選手・大会関係者などが我が国を訪れることから、水際対策を徹底し、防疫措置等について、国の責任において徹底した対策を実施すること。加えて検査・治療・療養体制などについて、関係省庁が連携して必要な対応を行うこと。
- (3) 医療人材の確保のために、潜在看護師の実態を把握するとともに、医療機関、療養施設、在宅療養支援及び相談業務等への積極的な活用を図るための仕組みづくりを行うこと。
- (4) 地域医療体制を確保するため、発熱症状等のある救急患者や、感染症治療後の患者の受入れを行う医療機関に対し、感染症治療後の転院に係る搬送経費も含め、必要な財政支援を早急に実施すること。また、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無を問わず、診療所を含めた全ての医療機関の経営安定化が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- (5) 今後の深刻な病床ひっ迫時を想定し、あらかじめ病床を確保するため、一般医療の制限を行う範囲や、入院、手術の延期等を行う際の判断に当たっての指針について国が責任をもって示すとともに、当該制限等に伴い生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を講ずるほか、処遇改善等を通じた医療従事者の確保や感染症専門施設の設置に係る支援に取り組むこと。

- (6) 診療・検査医療機関は4月以降も地域の診療・検査体制を担っており、今後の、変異株なども含めた感染拡大に備えるためにも、診療・検査医療機関に対する個人防護具の支給を含め、国の支援を継続すること。
- (7) 既に民間検査機関等では、自宅での唾液採取、郵送による自費検査が相当数実施されているが、陽性の結果が判明した者が結果のみを受け取り、発生届が提出されないといった事態が発生している。陽性者の発生届が適切に提出され、必要な医療を確実に受けられるような検査制度を構築すること。
- (8) クラスター対策等を目的とした積極的疫学調査として、施設等での検査の必要性はさらに増しており、保健所体制圧迫の一因となっている。保健所における人員体制の制約がある中、可能な限りその負荷を軽減するため、積極的疫学調査の実施に当たっては、看護師等が実施可能な範囲についても制度面から検討を行うこと。
- (9) 4月8日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において提示された、「感染再拡大(リバウンド)防止に向けた指標と考え方に関する提言(たたき台)」において、感染状況に関する新たなステージの指標が示された。その中で、医療の逼迫具合を示す数値として、療養者のうち入院した人の割合として「入院率」という新たな指標が加えられたが、患者を入院させる場合の考え方については各都道府県によって異なることから、国として再検討を行うこと。

3 事業者への支援・雇用対策について

- (1) 飲食店の時短営業等により影響を受けた事業者への一時支援金について、支給額の拡大を図るほか減収要件を緩和するなど、制度の拡充を図るとともに、緊急事態宣言の期間延長や、まん延防止等重点措置の適用等による影響も反映させること。また、飲食店取引先等を含め関連業種の申請促進を図るため、対象業種を明確にするとともに、速やかに交付すること。
- (2) 民間金融機関や日本政策金融公庫等による資金繰り支援の更なる拡充や、持続化給付金や雇用調整助成金といった各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含め支援策をより一層充実・強化すること。
- (3) 緊急事態宣言に伴うGoToトラベル事業等の一時停止により、裾野の広い観光産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでおり、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に消費喚起対策や総需要対策を行うこと。
- (4) テレワークの柔軟な活用を企業等に対し積極的に推奨するとともに、中小企業のテレワーク導入率の向上を図るため、テレワーク用通信機器の導入助成において、パソコン、タブレット等の現行のリース費用だけでなく購入費用を助成対象とするなど、支援を強化すること。併せて申請期間を十分にとるなど、事業者が活用しやすいようにすること。
- (5) 一部大企業への適用が緩和された雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、引き続き、支援が必要な事業者や労働者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度を分かりやすく周知し、利用促進を図ること。また、特例措置期間の設定については、経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

- (6) 労働者に対する相談体制の充実や労働者の安定的雇用の維持、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用の維持・確保につながる効果的な対策を講ずること。
- (7) 産業雇用安定センターによる企業間のマッチング体制の強化や在籍型出向を支援するための、出向元・出向先双方に対する助成制度について、中堅・大企業等についても、中小企業並みに補助率を上げるとともに制度活用促進に向け徹底した周知を行うこと。
- (8) 改正特別措置法第 63 条の 2 に、国及び地方公共団体は、まん延防止の措置の影響を受ける事業者を支援するために必要な財政上の措置等を講ずる責務が規定されたが、その詳細は明らかになっていない。同改正法の附帯決議の趣旨も踏まえ、早急に検討し、考え方を示すとともに、事業者への支援に必要な財源について、地方公共団体に確実に財政支援を講ずること。
なお、検討にあたっては、予め地方自治体の意見を聴き、意向を尊重すること。

4 地方自治体への財政支援について

- (1) 緊急事態宣言が解除されたものの、いまだ事態の収束が見えない状況であることに加え、直近では全国的に変異株の広がりも見られるなど、事態の更なる長期化により、感染症拡大防止と社会経済活動の両立に係る地方負担が当初予算編成時点の想定を上回ることが懸念される。
そのため、地方自治体の財政運営に支障が生じないように、令和 3 年度においても、今後の感染状況を踏まえ、地方創生臨時交付金や減収補填措置など、必要な財政措置を機動的に講じること。また、その配分にあたっては、地方自治体の財政力による補正を行うことなく、直近の感染者数や医療需要など感染状況の実態などを的確に反映し、地方交付税の交付団体・不交付団体に関わらず、全ての地方自治体に必要な額を措置すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療提供体制の確保に不可欠であることから、引き続き必要な額を措置するとともに、地域の実情や感染状況に応じた機動的な対応が可能となるよう、対象の拡充や弾力的な運用を認めること。特に厚生労働省から要請のある高齢者施設等の従事者等の検査については、クラスター防止の観点からも国において全額財政措置を行うこと。
- (3) 変異株の感染状況などから、今後も営業時間短縮要請などを行わざるを得ない可能性がある一方、要請に伴う協力金は、地方創生臨時交付金の地方単独事業分を活用せざるを得ず、その結果、臨時交付金の地方単独事業分を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等の財源として十分に活用することができないことから、臨時交付金を増額し地方単独事業分とは別に実質的に全額国費で負担すること。また、協力金の支給対象区域については、地方自治体の意向を尊重すること。
- (4) 病院、交通、水道事業をはじめとする公営企業について、経営状況の急激な悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

令和3年 月 日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 様

行政改革担当
国家公務員制度担当
内閣府特命担当大臣（規制改革）
河野 太郎 様

厚生労働大臣
田村 憲久 様

経済産業大臣
梶山 弘志 様

九都県市首脳会議

座長	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百合子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	林 文 子
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

大型連休を控え、九都県市のみなさまへ ～人流の抑制と感染防止対策の徹底を～

都民・県民のみなさまへ

- 不要不急の外出を自粛し、3密回避
- マスク・手洗い・消毒・換気を徹底
- 都県境を越える移動は生活に必要な場合のみ
- 特に変異株が拡大している地域との往来は控えて

- 飲食の際は、マスク飲食・黙食・個食・静美食。デリバリーの活用も
- 飲食店を利用する場合は感染防止対策が講じられた店で。要請時間以降は利用回避
- 飲食店のカラオケ利用や路上飲みはやめて

事業者のみなさまへ

- 連休中・前後の平日は休暇取得の奨励を
- テレワークの推進やオンライン会議の積極的活用を

九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

加えて、近年、相次ぐ大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策への対応など諸課題の解決に向けて、国と地方は役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。地方は、こうした諸課題の解決にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

(1) 更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、いまだ不十分であり、国の出先機関の見直しも行われていない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・ 地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供においては、求人情報は一定の改善がされたものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。さらに、

新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を改めて検討すること。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確実に財源措置等を講じること。
- ・中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。

（２）更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。

国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるために、今後「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準についても撤廃すること。

あわせて、法律による計画策定の努力義務規定等が増加している中で、自治体の判断で複数の法定計画を一体的に策定できる旨を明示すること。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

また、政府が国会に提出する法律案については、義務付け・枠付けに関し、原則として廃止や条例委任、条例による補正の許容によるいずれかの見直しを行うこととする義務付け・枠付けに関する立法の原則に沿ったものとなるよう、各府省における法案の立案段階でこの原則をチェックする政府内部の手続きを確立すること。

（３）「提案募集方式」に基づく改革の推進

令和２年の「提案募集方式」においては、全国から２５９件の提案が寄せられたが、そのうち約２割が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等とされている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。また、関係府省と調整を行った提案の約９割を実現・対応するとしているが、その中には、提案どおりの対応になっていないものや、引き続き検討するとされた提案も多く含まれている。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。その際、地方が示す具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例

を求めないこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を適宜確認し、地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとされた提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、第11次地方分権一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など不断の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

(5) 国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、「国と地方の協議の場」については、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある協議の場の運営を行うこと。さらに、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

また、国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を踏まえて、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに通知すること。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と

権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、すべての地方自治体に対して必要な財源を確実に措置すること。さらに、消費税率10%への引上げと同時に導入された軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

なお、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体においては、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒に対する就学支援については、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

エ 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

自動車関係諸税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するもの」とするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り

巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。

自動車関係諸税の課税のあり方を見直す場合には、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯や今後において道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

オ 償却資産に対する固定資産税の制度の堅持

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、都及び市町村の重要な基幹税目であることから、国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

また、平成30年度税制改正において、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として創設された特例措置については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、対象範囲の拡大及び適用期限の2年延長が行われ、延長後の適用期限の到来をもって廃止することとされたが、この特例措置が臨時、異例の措置であることを踏まえ、今後、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策の一環である森林吸収源対策の地方税財源の確保については、令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、令和6年度から課すこととされている森林環境税を円滑に徴収するためにも、都市部の住民からも理解を得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

また、税制抜本改革法においては、森林吸収源対策に加え、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」とされており、現在地方自治体が実施している地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっている。

さらに2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととされたことに伴い、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となることから、これらを含めた対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

キ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、令和3年度税制改正において、地方の意見を踏まえ、現行制度が堅持された。

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防

止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

ク ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、基準に適合する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直されたところであるが、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続いている。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることなどの課題が依然として残っている。このため、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという趣旨に沿った制度となるよう引き続き見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、例えば、特例控除額について新たに定額の上限を設けるなど、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として、特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

税収格差については、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

あわせて、地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるべきであり、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、総額不足の実質的な補填のために地方税を国税化するべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

イ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度与党税制改正大綱において検討を行うことが示されている。このことを踏まえ、平成29年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しが行われた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

ウ 法人事業税における収入金額課税の堅持

令和2年度与党税制改正大綱においては、電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しを行うとともに、「電気供給業を含め収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。」とされた。

また、令和3年度与党税制改正大綱においては、ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度について、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

(3) 地方交付税制度の改革

ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）では、2019～2021年度の基盤強化期間内の予算編成に関し、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。

しかし、地方においては、新型コロナウイルス感染症の影響により税収が大幅に減少する中においても、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立を行うとともに、不可避的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策、感染症等の緊急時に備えた平時からの医療体制の確保など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要がある。

加えて、新しい生活様式に対応するため、行政のデジタル化に向けた取組を加速させているが、必要なシステムの導入費用やランニングコスト、端末におけるセキュリティ対策の負担などが課題となっている。

このような地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握し、

地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、令和4年度以降も引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減、まさに、今般の新型コロナウイルス感染症といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものである。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

このことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、6度目の延長期限である令和元年度で廃止されることなく、令和4年度まで延長された。

令和3年度の地方財政計画では、地方交付税の原資の確保により、概算要求時点と比べ臨時財政対策債が抑制されたものの、前年度との比較では大幅に増加しており、依然として臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填が継続していることは、将来の世代に負担を先送りしていることにはかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、持続可能な財政制度という観点からも、過去に発行した臨時財政対策債の償還に相当する財源不足を、新たな臨時財政対策債の発行により賄うという現状は極めて不適切であり、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、速やかに廃止すること。

また、廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(4) 国庫支出金の改革

ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すこと。その上で、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

IV 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減など、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

こうした中、国は、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を継続するとともに、交付税総額の実質的な補填である地方法人税の税率を引き上げ、更なる地方税の国税化を行った。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに臨時財政対策債を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和3年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

九都県市首脳会議

座長	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百合子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	林 文 子
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎